

## 横須賀市地域福祉計画（横須賀市成年後見制度利用促進基本計画 及び横須賀市再犯防止推進計画を含む）の概要について

### 1 策定する計画の内容

#### (1) 概要

高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、「横須賀市地域福祉計画（横須賀市成年後見制度利用促進基本計画及び横須賀市再犯防止推進計画を含む）」を策定しました。

また、横須賀市と横須賀市社会福祉協議会が共に地域への働きかけを行うことで相乗効果が見込まれることから、一体となって本計画を策定しました。一体的に計画策定を進めることで、相互の役割を明確にし、地域ごとに異なる課題に即した支援の在り方を検討するなど、効果的な事業展開を図ります。

#### (2) 根拠法令

社会福祉法第107条第1項（市町村地域福祉計画）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項

（成年後見制度利用促進基本計画）

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項（地方再犯防止推進計画）

#### (3) 名称

横須賀市地域福祉計画（横須賀市成年後見制度利用促進基本計画及び横須賀市再犯防止推進計画を含む）

#### (4) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで（6年間）

### 計 画 期 間

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
	横須賀市地域福祉計画 （横須賀市成年後見制度利用促進基本計画を含む）					横須賀市地域福祉計画 （「横須賀市成年後見制度利用促進基本計画」及び 「横須賀市再犯防止推進計画」を含む）					
	第5次地域福祉活動計画 【市社会福祉協議会策定】								中間 報告	現状 把握	計画 策定

## (5) 目次

- 第1章 計画の概要
- 第2章 現状と課題
- 第3章 計画の体系
- 第4章 施策の方向性
- 第5章 地域福祉の推進体制
- 資料編

## 2 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、横須賀市社会福祉審議会に諮問し、同審議会福祉専門分科会（以下「分科会」といいます。）において、具体的な検討を行いました。

なお、分科会長には県立保健福祉大学教授が就任しているほか、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人横須賀市シルバー人材センター、横須賀市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会、横須賀市障害者施策検討連絡会、横須賀市保育会、横須賀市立小学校長会、横須賀市連合町内会の各役員と市民公募委員2名を含む全11名の委員で検討いただきました。

## 3 計画策定の経過

(1) 横須賀市社会福祉審議会：令和5年1月31日

市長から社会福祉審議会委員長へ諮問

同日、第16回分科会において、計画策定について分科会へ付託

(2) 分科会（全8回）：令和5年1月31日から令和6年1月16日まで

(3) 市民アンケート調査：令和5年6月8日から令和5年7月31日まで

対象者	対象者数	回答数	回答率
18歳以上の市民	3,000人	1,256件	41.9%

※住民基本台帳から無作為抽出（令和5年4月30日現在）

(4) 地域別意見交換会：令和5年8月1日から令和5年8月27日まで

(5) パブリック・コメント手続：令和5年11月17日から令和5年12月6日まで

意見の提出者数と意見数：7名から15件の意見提出

(6) 横須賀市社会福祉審議会：令和6年1月31日

社会福祉審議会委員長から市長へ計画案の答申

(7) 議会報告・計画公表：令和6年3月13日

#### 4 今後の実施・進行管理体制など

##### (1) 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手であると同時に受け手としても福祉に対する意識や関心を高めることが重要です。そのためには、住民、関係機関、行政といった各主体がお互いにつながり、協力し合える環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められます。

このため、分科会における進行管理・評価に加えて、各地域における懇談会等を実施し、計画の推進を図ります。

##### (2) 進行管理体制・評価方法

個別事業については各個別計画で規定し進捗管理をしていること、地域福祉に関する施策の多くは、事業との因果関係が明確でないことから、本計画においては市民アンケートの回答の変化をもって定性的な評価を行います。

なお、分科会において、着実な進行管理・評価に加えて、各地域における懇談会等を実施し、計画の推進を図ります。